

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社みちのく銀行		コード	8350
提出日	2020/6/2	異動(予定)日	2020/6/24	
独立役員届出書の提出理由	社外取締役の異動に伴い、新任役員の届けを定時株主総会後に行う			
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)														異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	鎌田 由美子	社外取締役	○														○			有
2	樋口 一成	社外取締役	○														○	新任		有
3	鶴海 誠一	社外取締役 (監査等委員)	○														○			有
4	西谷 俊広	社外取締役 (監査等委員)	○														○			有
5	若槻 哲太郎	社外取締役 (監査等委員)	○														○			有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	鎌田由美子氏は、当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件および取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断されることから、概要の記載を省略します。	2015年から社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。他業種企業の新規事業開発、顧客サービス分野等に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有し、独立した客観的な立場から当行の経営に対して助言と提言を適宜にいただいております。当行の持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、コーポレートガバナンスのより一層の強化とサービス向上、ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の更なる実効性強化が期待できるため、社外取締役候補者としてしました。鎌田由美子氏は、当行が定める「独立性に関する基準」における基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。
2	樋口 一成氏は、当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件および取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断されることから、概要の記載を省略します。	大手銀行における金融実務経験を有するとともに、2016年まで大手クレジットカード会社の代表取締役社長を務めております。その豊富な経験と幅広い知見を活かし、独立した客観的な立場から当行の経営に対して助言と提言をいただき、当行の持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、コーポレートガバナンスの一層の強化とサービス向上、ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の更なる実効性強化が期待できるため、社外取締役候補者としてしました。樋口一成氏は、当行が定める「独立性に関する基準」における基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。
3	鶴海誠一氏は、当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件および取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断されることから、概要の記載を省略します。	2018年から社外取締役監査等委員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。日本銀行にて情報サービス局や審査局などの主要部署、および支店長を務めるなど金融実務経験が豊富で、独立した客観的な立場から当行の経営に対して助言と提言をいただいております。このような実績を踏まえ、当行の経営の透明性と健全性の維持向上、およびコーポレートガバナンスの一層の強化、ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の更なる実効性強化が期待できるため、監査等委員(社外)候補者としてしました。鶴海誠一氏は、当行が定める「独立性に関する基準」を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。
4	西谷俊広氏は、当行の間では預金、貸出金の取引があります。また、西谷俊広氏が代表を務める有限会社西谷コンピュータ会計事務所と当行の間では、預金取引のみがあります。取引条件および取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断されることから、概要の記載を省略します。	2016年から社外取締役監査等委員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。公認会計士としての専門的な経験と幅広い知見、なかでも経営支援等の会社経営に関する実務経験が豊富で、独立した客観的な立場から当行の経営に対して助言と提言をいただいております。このような実績を踏まえ、当行の経営の透明性と健全性の維持向上、およびコーポレートガバナンスの一層の強化、ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の更なる実効性強化が期待できるため、監査等委員(社外)候補者としてしました。西谷俊広氏は、当行が定める「独立性に関する基準」における基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。
5	若槻哲太郎氏は、当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件および取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断されることから、概要の記載を省略します。	2019年から社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。弁護士として最先端の法律知識とIT等の知見を有し、なかでも企業法務に関する実務経験が豊富で、独立した客観的な立場から当行の経営に対して助言と提言をいただいております。このような実績を踏まえ、当行の経営の透明性と健全性の維持向上、およびコーポレートガバナンスの一層の強化、ならびに取締役会の意思決定機能や監督機能の更なる実効性強化が期待できるため、監査等委員(社外)候補者としてしました。若槻哲太郎氏は、当行が定める「独立性に関する基準」における基準を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。

#### 4. 補足説明

《（当行における）独立性に関する基準》

独立役員は、金融商品取引所の定める独立性の要件を踏まえた上で、現在または最近において、原則、以下の独立性基準を満たす者とする。

- (1) 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者ではないこと
- (2) 当行の主要な取引先、またはその業務執行者ではないこと
- (3) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと
- (4) 当行の主要株主、またはその業務執行者ではないこと
- (5) 当行から一定額を超える寄付、助成を受けている者、またはその業務執行者ではないこと
- (6) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者（二親等内の親族）ではないこと

A. 前記（1）～（5）に該当する者

B. 当行および子会社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人

（各種定義）

- ・「最近」…社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点より起算して1年以内
- ・「主要な取引先」…直近事業年度における年間連結総売上高（当行の場合は年間連結経常収益）の2%以上
- ・「多額の金銭その他の財産」…過去3年間の平均で年間1,000万円以上
- ・「主要株主」…議決権所有割合10%以上の株主
- ・「一定額を超える寄付」…過去3年間の平均で年間1,000万円または当該先の年間費用の30%のいずれか大きい額
- ・「重要でない者」…「重要な者」としては、会社の役員・部長クラスの者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。